

適切な意思決定支援に関する指針

1. 基本方針

人生の最終段階を迎える患者がその人らしい生き方を実現できるよう、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、多職種で構成される医療・ケアチームで、患者・家族等に対して適切な説明と話し合いを行うことで意思決定を支援し、患者本人の意思決定を基本とした、医療・ケアの提供に努めます。

但し、当院は精神科病床のみを有する医療機関であり、精神科の特性を考慮し、総合的に判断したうえで対応を行います。

2. 「人生の最終段階」の定義

- (1) がん末期のように予後予測ができる状態
- (2) 慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合
- (3) 脳血管疾患の後遺症や老衰など数ヶ月から数年にかけ死を迎える場合
- (4) 誤嚥性肺炎を繰り返すなど、食事が食べられなくなった状態

なお、どのような状態が人生の最終段階かは、患者の状態を踏まえて、多職種にて構成される医療・ケアチームにて判断するものとします。

3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- (1) 医師等の医療従事者から適切な情報提供と説明がなされ、それに基づき多職種からなる医療チームが十分に情報共有し、本人の意思決定を基に医療・ケアを提供します。
- (2) 時間の経過、病状の変化等で本人の意思は変化しうることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し伝えることができるような支援が求められることから、家族等を含めて必要な時に話し合いを行います。
- (3) 本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて本人との話し合いを行います。本人は、特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことも重要です。
- (4) 医療・ケアの開始・不開始、医療・ケアの内容の変更、中止等は医療チームにより、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断します。
- (5) 医療チームにより可能な限り疼痛やその他の不快な症状を緩和し、本人の身体的な苦痛のみならず、家族等も含めた精神的・社会的な援助を総合的にを行います。
- (6) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象としません。

4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

(1) 患者本人の意思が確認できる場合

- 1) 患者本人による意思を尊重します。
- 2) 本人の意思は変化するものです。さらに、本人が自らの意思を伝えられない可能性があります。本人に家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めていただき、本人を主体として、医療・ケアチームとともに繰り返し話し合いを行います。
- 3) このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、カルテに記載します。

(2) 意識障害や鎮静などで患者本人の意思が確認できない場合

- 1) 生命危機の状態での救急医療や、緊急に医療を要する場合は本人へのインフォームドコンセント（説明と同意）を行うことが困難なため、代理意思決定できる家族等にインフォームドコンセントを行います。
- 2) 代理意思決定者が不在ないし連絡が取れない時は、関係支援者・現場の医療・ケアチームで検討し、患者にとって最善と考えられる医療提供方針を決定し、その旨をカルテに記載します。

(3) 認知症や精神疾患等で自ら意思決定することが困難・不確かな患者の場合

- 1) 意思決定能力は、段階的・漸次的に低下します。また、環境や支援によって変化します。保たれている能力を向上できるよう、意思形成支援・意思表示支援を行います。
- 2) 意思決定能力は、説明の内容をどの程度理解しているか（理解する力）、自分のこととして認識しているか（認識する力）、論理的な判断ができるか（論理的思考）、意思を表明できるか（意思表示の力）の4つの力を参考にチームで査定します。
- 3) 意思決定能力が不確かな場合においても、患者本人には知る権利があります。対象に合った方法で、意思決定の為に必要な情報・知識をその都度提供します。このプロセスにおいてその都度、カルテに記載します。

(4) 身寄りがない患者の場合

- 1) 本人の意思決定能力の程度や代理意思決定者の存在の有無等により状況が異なります。介護福祉サービスや行政の関わり等を利用して意思尊重します。
- 2) 「身寄りのない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人へのガイドライン」を参考にその決定を支援します。
- 3) 成年後見人等の役割及び関与は・契約の締結（受診機会の確保・医療費の支払い）・身上保護（適切な医療サービスの確保の為の医療情報の整理）であり、医療同意は含まれません。意思決定支援チームの一員として参画することができます。このプロセスにおいてその都度、カルテに記載します。

(5) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

- 1) 本人・家族等、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアについての内容に合意が得られない場合、当院の倫理審査委員会にて検討・助言を行います。